

議案第 69 号

墨田区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 11 月 27 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区立公園条例の一部を改正する条例

墨田区立公園条例（昭和 40 年墨田区条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 3 中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号。以下この項において「政令」という。）」を「政令」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 法第 5 条の 9 第 1 項の規定により読み替えて適用する法第 4 条第 1 項ただし書の規定により条例で定める範囲は、法第 5 条の 7 第 1 項に規定する認定公募設置等計画に基づき法第 5 条の 2 第 1 項に規定する公募対象公園施設である建築物（都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号。以下この条において「政令」という。）第 6 条第 1 項各号に規定する建築物を除く。）に限り、当該公園の敷地面積の 100 分の 10 を限度として法第 4 条第 1 項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

第 2 条の 3 に次の 1 項を加える。

7 政令第 8 条第 1 項の規定による条例で定める割合は、100 分の 50 とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

都市公園法の一部改正及び都市公園法施行令の一部改正により、公募対象公園施設である建築物を設ける場合の建蔽率の特例及び公園における上限の運動施設率を区の

条例で定めることとされたことに伴い、当該特例及び運動施設率を定める必要がある。